

平成29年4月から

75歳以上の皆さんへ

後期高齢者医療保険料軽減率が変わりました

栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平性が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。そのため、平成29年4月から、75歳以上の皆さんの保険料の軽減率が変わりました。

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員に納めていただく「均等割額」と所得額に応じて負担していただく「所得割額」の合計額で、平成28年中の所得をもとに、個人ごとに計算されます。

均等割額 43,200円	+	所得割額 基礎控除(33万円) 後の総所得額等 × 所得割率8.54%	=	年間保険料額 上限57万円 (100円未満切り捨て)
-----------------	---	---	---	----------------------------------

軽減について

所得の低い人や、これまで被用者保険の被扶養者であったため保険料を負担する必要がなかった人の保険料の軽減率が変更になりました。

<所得の低い人の軽減について>

①均等割額の軽減

世帯(被保険者全員と世帯主)の合計所得が以下のとおり基準を超えない場合は、均等割額が軽減されます。なお、65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した額で判定します。

9割軽減	[基礎控除額(33万円)]を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他の各種所得がない場合)
8.5割軽減	[基礎控除額(33万円)]を超えない世帯
5割軽減	[基礎控除額(33万円)+27万円×被保険者数]を超えない世帯 (平成28年度は26.5万円)
2割軽減	[基礎控除額(33万円)+49万円×被保険者数]を超えない世帯 (平成28年度は48万円)

②所得割額の軽減

所得割額は、平成28年度までは特例で5割軽減されていましたが、平成29年度からは2割軽減になります。これは、所得割額を負担する人のうち、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額が58万円以下の人が対象です。

<被扶養者であった人の軽減について>

均等割額は、平成28年度までは特例で9割軽減されていましたが、平成29年度からは7割軽減になります。これは、75歳になる前日にご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人が対象です。



平成30年度 入園案内

町内保育施設 園こども育成課児童保育係 ☎028(677)6024

保育園等は、保護者が仕事や病気などにより家庭でお子さんの保育ができないときに、保護者に代わって保育を行う施設です。

保育園や認定こども園での保育を希望する場合は、入園申し込みと併せて保育認定(支給認定)を受ける必要があります。

入園の要件 保護者が次の要件に該当し、同居の家族も保育ができない場合が入園の対象です。

- 1 仕事をしている
- 2 妊娠中や出産のとき
- 3 病気やけが、または心身に障害があるとき
- 4 家庭で病人や障害者の世話をしているとき
- 5 その他、お子さんの保育ができない特別な事情があるとき

保育の内容

- 保育時間 月～土曜日 7:00～19:00
※認定ひばりこども園は19:30まで
18:00以降は延長保育料がかかります。土曜保育は、各園で別途申し込みが必要です。
- 乳児保育 生後57日目から保育
- 軽度障害児保育 集団生活が可能な児童が対象
※祖母井保育園・みずはし保育園・認定ひばりこども園・認定こども園のぶ幼稚園で実施
- 給食 保育認定を受けた場合は完全給食
(3歳児以上は主食費を各園で徴収)

入園申し込みに必要な書類

- (1)施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育園等利用申込書
 - (2)勤務証明書、自営業等就労申立書
親のほか、65歳未満の同居の祖父母、おじ・おばの証明も必要です。
 - (3)その他
 - ①軽度障害児保育を希望する人、お子さんの発育に心配のある人は、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳等を持参してください。
 - ②町内在住で、他市町の保育園等への入所を希望する人、その他特別な事情がある人は、こども育成課にご相談ください。
- 書類の入手先
- ・こども育成課
 - ・町内の保育園
 - ・町内の認定こども園
 - ・町ホームページ(<http://www.town.haga.tochigi.jp>)

受付期間 10月2日(月)～31日(火)

受付場所 こども育成課、町内保育園・認定こども園

入園
申込

申し込み後の流れ

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 12月 聞き取り調査 | 親子で保育士と面接し、入園理由や家族状況・発育状況を確認します。 |
| 入園判定会 | 保育の必要性を確認し、希望する園の利用調整をします。 |
| 2月 入園決定 | 入園できるかをお知らせします。 |

町内の保育施設

※所在地、☎電話番号、
年保育年齢、定保育定員

芳賀町立祖母井保育園

所 芳賀町大字祖母井293-1
☎028(677)0220
年0～5歳 定140人

社会福祉法人上野福祉会 みずはし保育園

所 芳賀町大字西水沼2241-1
☎028(678)0511
年0～5歳 定90人

社会福祉法人ミドリ福祉会 第三ミドリ保育園

所 芳賀町大字西水沼2422-6
☎028(678)1114
年0～2歳 定30人

社会福祉法人絆の会 認定ひばりこども園

所 芳賀町大字芳志戸1024
☎028(677)1407
年0～5歳 定110人

学校法人城興寺学園 幼保連携型認定こども園 のぶ幼稚園

所 芳賀町大字下延生495-1
☎028(678)0385
年0～5歳 定95人(保育部分)